

守谷市社協非常勤ヘルパー申込みに際しての注意点

1. 守谷市社協非常勤ヘルパーとは・・・

本会非常勤職員就業規程に基づき、守谷市社協ヘルパーステーションが介護保険利用者及び障害福祉サービス利用者等に対し、訪問介護サービスを提供するために登録し、指示により訪問・サービスを提供する。

2. 非常勤ヘルパーの資格

- 介護職員初任者研修(ヘルパー2級以上)及び介護福祉士等の有資格者
- 普通自動車等の免許を有する者

3. 非常勤ヘルパーの勤務内容

- 生活支援（家事）サービス及び身体介護サービス等訪問先での提供
- 障害福祉サービス（居宅介護、同行援護等）の提供
- 活動毎の訪問活動記録等を記録し、タイムカードを月末に提出
- 月1回以上の訪問活動打合せ
- ヘルパー活動に関する研修あり

4. 非常勤ヘルパーの勤務時間（登録できる時間：午前7時～午後9時）

- あらかじめ登録した時間帯のうち、ステーションからの指示により、原則として、1時間単位でサービス提供する実働時間
（訪問先までの移動時間等に関する時間は含まない）

5. 賃金等について

- あくまで訪問先での実働サービス提供時間数を下記に換算し支給
- **サービス1時間あたり950円**(交通費も含む、サービス提供先までの分)
- 賃金の支給は、月末締めて、翌月15日に支給

6. 非常勤ヘルパーの登録期間

- 非常勤ヘルパーの登録期間は、毎年度ごとで1年以内の期間
(ただし、必要に応じて、更新することができます)

7、交通手段について

- サービス提供訪問先及びステーション事務局等への移動に伴う交通手段については、非常勤ヘルパーが各自で対応し、サービス提供にあたる

8、保険等について

- 訪問先において、万が一の事故等について、ステーションで加入する「在宅福祉サービス総合補償」で対応する予定ですが、移動中の事故(車の事故等)について、ステーションでは、補償及び対応ができないため、個人加入の任意保険での対応となる

登録に際しての注意点をお読みいただき、登録をご希望される方は、下記の書類等を添えて、守谷市社会福祉協議会までご提出ください。

○ 提出書類

- (1) 本会指定の登録申込書
- (2) 保持資格証明書等の写し(運転免許証も含む)
- (3) その他必要と認める書類

お問い合わせ・提出先

守谷市社協ヘルパーステーション(守谷市社会福祉協議会内)

守谷市大柏954-3 いきいきプラザ・げんき館内

電話 (45) 0088 Fax (48) 5554

※ 申込みいただいた方には、後日面接日をご連絡いたしますので、よろしくお願い致します。また、登録決定後には、研修を予定しておりますので、必ず参加願います。